

# 新書紹介

## 社会福祉政策 Social Policy and Administration

R・M・ティトマス著 三友雅夫監訳

恒生社厚生閣 B6判 一九三頁 一、八〇〇円

日本語としての異和感からか、その国の文化の壁のせい、翻訳書というのはいつも読み手を億劫にする。この書も例外ではないが、読みほぐす糸口には「著者あとがき」の平易で日常的な文章がよいかも知れない。

これがティトマス最後の文章であることも関心をひく。彼が癌でロンドン・ウエスト・ミンスター病院へ入院したのは一九七二年、死の前年である。そこで入院体験記である「あとがき」の中に、彼の学問的研究及び実践の究極の理念が秘められている。たとえば、隣室の重度肢体不自由者のビルに対して提供された国民保健サービスや公的住宅、福祉諸制度を考察し、「ビルは事実上社会的正義の哲学や

公的扶助プログラムにより、高い経済成長率を示していることを指適し、経済的要素だけでその国の政策問題を論じることはできず、社会福祉政策はより広い政治的地理的枠組において分析されるべきだ、としている。

第二章においては社会福祉政策の三つのモデルを示している。モデルAは、「社会福祉の残余の福祉モデル」といわれ、

個々のニーズが充足される二つの自然的な通路、つまり私的市場と家族があるという前提の基に、これが崩壊した場合のみ社会福祉制度が一時的に作動する、というものである。モデル

Bは「社会福祉政策の産業的業績達成モデル」で、社会的ニーズは功績や労働の業績や生産に基づいて充足され、財政及び企業福祉の分野にみられる。モデル

C「社会福祉政策の制度的再分配」は社会福祉を社会における主要な統合的制度としてみる。ニードの原理にのっとって、市場の外側で普遍主義的なサービスを提供するものである。これをティトマスは新しい社会福祉政策の統合的目標と考えてい

るようだ。

モデルAのインプリケーションである第三章「自由放任主義と烙印」では、アメリカ社会を例にとり、社会福祉部門の「再民間化」「下請化」の傾向を分析し、ある小学校の例をあげている。ゲリー市と契約したある民間会社が経営するこの学校では、計算とリーディングに一定水準に達しない子ども親には授業料を全額払い戻すシステムがとられているという。教育、

医療、福祉の諸施策が目に見えた業績として測り得るものではないこと、また民間の社会福祉サービスは「不良リスク」を排除するために、社会的ハンディキャップをもった人々や貧困者にとりて不利であるという検証

は、説得力に富んでいる。しかし、一方で中位、上位の所得階層にとりての費用負担は、自分のとり分だけとなり、政府の官僚行政により貧しい人々へ強制される再分配の費用よりも安くなるという利点がある。

第五章では「私的富の増大が社会的損失及びディスサービ

ス」を引き起こしていることを

指適し（都市社会での自動車の増加等）、そのような社会的費用は被害者のみによって負担されるべきではないとし、第六章

で法廷による再分配を第七章で保険による再分配を考察し、第九章では負担すべき者から取り上げ被害者に届けるための機関として政府の積極的役割を検討している。いずれにせよ社会は、

「民間市場の介入か、政府の介入か、ある人々の自由のために他の人々の自由を犠牲にするか、ある人々の社会的正義の実現のために他の人々の自由を制限するか、等々につき選択をしなければならぬ」と結んでいる。ティトマスの社会福祉政策の目的機能は後者の利他的な

社会の実現に向けられている訳だが、その論述が今一步のところ、力つきてしまったことが惜しまれる。ともあれ、小さな

政府志向が時代的潮流となってきた昨今、民間市場による社会福祉政策の限界と問題点をついたこの著書の一読を勧めたいと思う。

〈都市科学研究室 中川久美子〉